



発行 東京都

目次

規則

○白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則……………

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………

○東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（建設局総務部総務課）……………

規則（人）

○職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則……………

○職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則……………

規則

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十七号

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則（昭和五十三年東京都規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「別に定める資格を有する連帯保証人を付し、」を削る。

第二十条第一項及び第二項中「二月」を「四月」に改める。

別記第四号様式中「とし、連帯保証人」を丙として、甲、乙及び丙間」を「とし

て、甲乙間」及び「2月」や「4月」

〔連帯保証人〕

第21条 連帯保証人は、本契約によつて乙が甲に対して負担する一切の債務を乙とともに連帯して保証する。

〔規定外事項〕

第22条 本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。

甲と乙と丙とは、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保存する。

年 月 日

甲 東京都

東京都知事

印

乙 住所

印

丙 住所

印

備考

〔（規定外事項）

第21条 本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保存する。

年 月 日

甲 東京都

東京都知事

印

乙 住所

印

氏名

備考

改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則第七条第一項の規定に基づき締結している賃貸借契約については、当該賃貸借契約の賃貸借期間に限り、なお従前の例による。

東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二十八号

東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建設事務所長委任規則（昭和四十四年東京都規則第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一号(九)の二中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第一項」に改める。

第一号の四の次に次のように加える。

一 一五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定に基づき知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるもの

(一) 災害対策基本法第七十六条の六第一項の規定により車両等の占有者等に対して緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを命ずること。

(二) 災害対策基本法第七十六条の六第三項の規定により自ら同条第一項の規定による措置をとり、及び当該措置に係る車両その他の物件を破損すること。

(三) 災害対策基本法第七十六条の六第四項の規定により他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則(人)

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十九日

東京都人事委員会

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

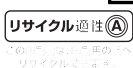
郵便番号
163-8001

定価
一箇月 六、六〇〇円

印刷所
三〇円
勝美印刷株式会社

印刷所
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



●東京都人事委員会規則第一号

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則（昭和三十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第六条第一項第二号及び」を「第六条第一項第二号、」に、「の規定に基づき」を「又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第百四十八号）第九条の規定により」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二号

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項中「第六条第一項第二号及び」を「第六条第一項第二号、」に、「の規定に基づき」を「又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第百四十八号）第九条の規定により」に改める。

第九条中「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を「北マケドニア共和国」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、公布の日から施行する。